

1. 申請の要件	2. 根拠法令
2. 火薬類の製造営業に係る許可申請【移動式】	火 薬 類 取 締 法 第 3 条

3. 申請に関する説明

- 火薬類の製造（変形又は修理含む。）営業をしようとする者は、製造所ごとに市長の許可を受ける必要があります。
- 申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれも該当しないこと。
- 申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。

4. 関係条文	
第 6 条 欠格事由 第 9 条 製造施設及び製造方法 第 16 条 営業の廃止等	第 2 条 製造営業の許可申請 第 3 条 無許可製造数量 第 4 条の 2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第 5 条の 2 移動式製造設備に係る製造方法の基準
施行令	市細則

5. 手数料	6. 標準処理期間	7. 申請部数
220,000 円	16 日	3 部

8. 告示又は通知

- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年2月16日 通商産業省告示第58号）
- 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年 通商産業省告示第302号）
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年 通商産業省告示第149号）
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第35号〜及び第84条第1項第9号の規定に基づき、特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日 経済産業省告示第69号）
- 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日 50立局第128号）【最近改正：平成8年3月22日 8立局第75号】

9. 審査する事項

製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。

1. 移動式製造設備に係る技術上の基準

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 標識等 | 9. 避雷装置 |
| 2. 移動区域 | 10. 耐火性構造 |
| 3. 境界さく | 11. 消火設備等 |
| 4. 工室 | 12. 窓等 |
| 5. 保安距離 | 13. 床等 |
| 6. 危険間隔 | 14. 原動機 |
| 7. 保安間隔 | 15. 移動 |
| 8. ボイラー室等 | 16. 機械、器具等 |

2. 移動式製造設備に係る製造方法の基準

1. 規則第5条の2の規定による移動式製造設備に係る製造方法
2. その他